

文化プログラムの推進について

1. 「東京2020参画プログラム」および「beyond2020プログラム」の認証促進

平成28年10月 東京2020参画プログラム一部先行開始（滋賀県主体登録）

平成29年1月 beyond2020プログラム開始

平成29年7月 東京2020参画プログラム開始（市町等関係団体に周知）



東京2020参画プログラム
組織委員会が認証する事業で非営利団体が主催のものに限る



beyond2020プログラム
国等が認証する事業で営利団体を含むあらゆる主体が主催可能

【滋賀県内における主な認証事業】

事業名	主催者	会場	会期	参	b
特別企画「十人陶色—豊かな色の世界」展	県立陶芸の森	同左	H29.6/20～9/24		○
琵琶湖周航の歌100周年記念式典	滋賀県	高島市民会館等	H29.6/24	○	○
第71回滋賀県美術展覧会	滋賀県芸術文化祭実行委員会	文化産業交流会館	H29.8/13～8/19	○	○
彦根城築城410年記念演奏会 イル・デーヴ with OEK	NPO法人ひこね文化デザインフォーラム	ひこね市文化プラザ	H29.9/9		○
びかっtoアート展	滋賀県	イオンモール草津	H29.9/16～12/10	○	○
大津・ルーツ・ジャパン	びわ湖大津観光協会	三井寺、日吉大社等	H29.11/5～12/3		○
さきらジュニアオーケストラ第8回定期演奏会	栗東芸術文化会館さきら	同左	H29.11/19		○
びわ湖☆アートフェスティバル	滋賀県他	びわ湖ホール	H29.12/23		○

※平成29年12月時点で参画プログラム16件、beyondプログラム99件が認証

2. 文化プログラム推進事業の実施

①琵琶湖周航の歌100周年記念式典(平成29年6月24日(土)) 参加者900名

第1部 (高島市民会館)	「ひつじぐさ」合唱、講演「琵琶湖の自然と文化を詠む」 (篠原徹氏)、「『琵琶湖周航の歌』～100年歌い継がれてきた魅力～」(飯田忠義氏)、「琵琶湖周航の歌」合唱
第2部 (琵琶湖汽船ビアンカ)	ミニコンサート、「琵琶湖を楽しむスポーツのススメ」(伊勢田愛氏、小原隆史氏、杉藤洋志氏)、琵琶湖博物館・近代美術館WS、名産品販売コーナー

②次世代芸術フェスティバル 参加者6,600名

学校にアートがやってき 若手芸術家による小学校でのワークショップ、作品展示等
た！
・湖南市立菩提寺小学校(9月26日(火)～29日(金))
・大津市立下阪本小学校(11月20日(月)～22日(水))
・守山市立中洲小学校(11月21日(火)～12月1日(金))

次世代文化賞受賞者展 次世代文化賞受賞者2名の作品展およびワークショップ
(10月6日(金)～15日(日) 会場:草津クレアホール)

びわ湖☆アートフェステ 県内ジュニアオーケストラ・滋賀洋舞協会・県内高校合唱
イバル@びわ湖ホール 部の共同舞台、県高校総合文化祭演劇優秀校の公演、
打楽器セミナー受講生の演奏会、次世代文化賞受賞者
コンサート、びわ湖ホールロビーコンサート、アートフリ
マーケット、近代美術館 WS、ホストタウン関連 WS
(12月23日(土) 会場:びわ湖ホール)

3. 滋賀県文化プログラム取組方針の検討

- 平成28年 3月 (仮称)滋賀文化プログラム(素案)を常任委員会に報告
- 平成28年 8月 文化審議会において議論
- 平成28年 11月 県内全市町の担当者と意見交換
- 平成29年 2月 文化審議会において議論
- 平成29年 3月 文化プログラムの取組状況を常任委員会に報告
- 平成29年 6月 庁内関係課、関係団体、文化庁等と意見交換
- 【主な意見】
- ・滋賀は遺産など良いものを持っていても発信につながっていない。観光や広報など県の様々な部局を横断させて取り組むことが重要。
 - ・最近取り組んでいるコミュニティツーリズムは文化プログラムにもつながる。
 - ・ラ・フォル・ジュルネ(平成30年度からは「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」)では、市町と連携した取組を予定している。
 - ・学生がチームを組んで連携して事業を開拓するのも面白いのではないか。
- 平成29年 11月 文化審議会評価部会において議論
- ロンドン大会における文化プログラムの仕組みやスコットランドにおける具体的な取組(音楽活動を通じた子どもたちの社会包摶活動)の紹介等。
- 平成29年 12月 滋賀文化プログラム推進準備会議を開催(関係課、県立文化施設、(公社)びわこビジターズピューロー、県立大学、市町、文化庁)
- 【主な意見】
- ・市では認証にもまだ十分取り組めていないので、今後取り組んでいきたい。
 - ・市内の文化団体と話し合いを進めており、バックアップをしていきたい。
 - ・beyond2020 プログラムなどに登録するだけでなく、それを生かす必要がある。市だけでは発信力が弱いので県全体が良くなるよう議論をしていきたい。
 - ・これから東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ関西2021、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けての7年間は滋賀が一つになっていくチャンス。
 - ・インバウンドを見据えて少しとんがった大型のストーリーを描いてはどうか。トータルとして滋賀は何を発信したいのかというところが大切。
 - ・環境や観光の切り口で滋賀らしい文化プログラムの取組を打ち出してもらえると良い。
 - ・民間企業からサポートしてもらえるように考えていくのがよいのではないか。

滋賀県文化プログラム取組方針(骨子案)を意見照会

4. 今後の予定

- 平成30年 2月 第1回滋賀文化プログラム推進会議
- 3月 常任委員会、特別委員会(推進会議の結果および取組方針案)
- 滋賀県文化プログラム取組方針策定
- 4月～ 滋賀県文化プログラム取組方針に基づいた取組の実施

滋賀県文化プログラム取組方針（骨子案）

1. 趣旨・目的

- 平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)の機運醸成とその先のレガシー創出のため、全国で文化プログラムが展開。
- 本県においても、ワールドマスターズゲームズ2021関西や平成36年(2024年)の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会も見据え、文化活動の一層の活発化と地域の活性化に向け、文化、スポーツ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野の関係者が一体的かつ効果的に文化プログラムを推進することが重要。
- 滋賀県が進める文化プログラムの枠組みや方向性を関係者で共有しながら、機運醸成を図り、県全体で文化プログラムを推進するため、取組の指針となる「滋賀県文化プログラム取組方針」を策定する。

2. 取組方針の位置づけ

- 本県の多様で特色ある文化財や芸術文化、食文化などの文化的資産や人材を活かし、東京2020大会に向け、県、市町、民間団体、企業、大学などが、県内外で主体的に取り組むイベントや発信活動等を「文化プログラム」として推進。
- 本取組方針は「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」や「滋賀県文化振興基本方針(第2次)」を踏まえ、滋賀県の取組の方向性を明らかにするもの。

3. 取組の期間

- 平成30年(2018年)～平成32年(2020年) ※成果を国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向け継承・発展

4. 滋賀文化プログラム推進会議

- 県全体で文化プログラムを積極的に推進していくためには、国・県・市町、文化施設、文化関係団体、経済・観光関係団体、大学、社会福祉法人など多様な主体が連携・協働し、主体的に取組を行うことが重要であることから、多様な主体が集まり、意見や情報を交換できる「滋賀文化プログラム推進会議」を開催。
- 推進会議は各主体間での情報の共有、相乗効果の発揮のためのプラットフォームとしての役割を担うとともに、例えば文化財を活用したまちづくりや観光振興、民間団体と行政の連携強化、障害のある方との文化を通じた交流推進、地域で守られてきた文化の継承・発展を担う人材育成など、様々なテーマに関する課題の共有、取組の検討等を行う。

5. 文化プログラムの認証促進

- 文化活動の可視化、国等の枠組みを通じた発信、東京2020大会の開催機運醸成のため、国等において進められている「東京2020参画プログラム」および「beyond2020プログラム」の県内周知・登録促進を図る。

6. 発信力の強化

- 様々な主体によって行われる取組の発信力を強化するため、「滋賀文化プログラム推進会議」等を通じて相互連携を促進。紙媒体・インターネットなど各種媒体を効果的に組み合わせて広報を充実。さらに東京2020大会開催地である東京において滋賀の文化の魅力をアピールする場として「ここ滋賀」を活用。
- これまでの「美の滋賀」づくりの成果や各文化施設・市町・民間・大学などにおける取組を活かし、国内外に對して滋賀の文化の魅力を総合的に発信できる方策を検討。

7. 取組の方向性

(1) 文化的力を活かした創造的な地域づくり

- 文化の力による地域活性化の取組が一層発展するよう、知名度の高い素材を活かした広域的な事業の実施や、暮らしの中にある美の資源を活かした地域を元気にする取組の支援を進める。

(2) 文化を通じた国際交流の推進

- ホストタウンの枠組み等を通じて外国のスポーツ選手や芸術家等と地域との文化交流を推進。
- 多くの外国人旅行者に滋賀の魅力ある文化を知っていただき、本県での文化体験を通じて交流が図られるよう取り組む。

(3) 文化を通じた共生社会の実現

- 障害のある方とない方が文化を通じて交流を深める取組を進めるとともに、障害の有無にかかわらず文化芸術の鑑賞や創作に親しめる環境の整備を推進。
- 国内外での展示・公演等により障害のある方々の文化を通じた国際交流を推進。

(4) 未来の文化の担い手の育成

- 子ども・若者の文化活動に対する意欲を更に伸ばし、滋賀の文化の継承・発展につなげる観点から、子ども・若者の文化活動の発表の場の提供、子ども・若者が本県の文化を学ぶ機会の提供、若手芸術家の展覧会・演奏会の開催など、子ども・若者の文化活動を振興。